

# 和東町職員の人事行政の運営等の状況を公表します

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 部門別職員数の推移 (各年度4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)						対前年増減数(人)							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
一般行政	議会	2	2	1	2	2	2			▲1	1				
	総務	19	20	20	20	20	21		1						1
	税務	5	4	4	4	4	4		▲1						
	労働														
	農水	5	5	5	5	7	6						2	▲1	
	商工	1	1	2	2	2	2			1					
	土木	5	5	5	5	6	6							1	
	小計	37	37	37	38	41	41					1	3	0	
	民生	19	19	19	20	19	21					1	▲1	2	
	衛生	3	3	3	3	2	3						▲1	1	
	小計	22	22	22	23	21	24					1	▲2	3	
	合計	59	59	59	61	62	65					2	1	3	
	特別行政	教育	6	6	6	6	6	7							
小計		6	6	6	6	6	7								1
公営企業等	水道	2	2	2	2	2	2								
	下水道	2	2	2	2	2	2								
	その他	10	10	9	9	9	9			▲1					
	小計	14	14	13	13	13	13			▲1					
総合計	79	79	78	80	81	85			▲1	2	1	4			

※上記の表は、定員管理調査に基づく数値です。

(再任用職員(短時間勤務)は含まれていません。)

### (2) 級別職員数(平成30年4月1日現在)

一般行政職			医療職(2)(医師除く)		
職務の級	職員数(人)	構成比(%)	職務の級	職員数(人)	構成比(%)
1級	33	40.2	1級		
2級	8	9.8	2級	1	50.0
3級	15	18.3	3級		
4級	8	9.8	4級	1	50.0
5級	18	22.0			
6級					
計	82	100.0	計	2	100.0

一般行政職=1級は主事補・主事、2級は主査、3級は主任・係長、4級は課長補佐、5級は主幹・課長、6級は課長・理事・参事の各等級にあたります。

医療職(2)=4級は看護師長級にあたります。

### (3) 職員採用と退職職員数

採用者数	6人
退職者数	3人

※平成29年4月1日から平成30年3月31日までの採用並びに退職職員数です。

## 2. 職員の給与に関する状況

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)28年度の人件費率
29年度	人 4,026	千円 3,134,467	千円 100,516	千円 574,958	% 18.3	% 15.1

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

### (2) ラスパイレス指数

区分	指数
25年度	103.4(95.4)
26年度	95.1
27年度	95.5
28年度	95.8
29年度	97.4

(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。( )内は、国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置が無いとした場合の参考値です。

### (3) 職員給与費の状況(平成30年4月1日現在)

区分	職員数A	給与費				一人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
30年度	人 85	千円 301,292	千円 54,040	千円 119,344	千円 474,676	千円 5,584

(注)給与費は当初予算に計上された額であり、給与改定分は含みません。

特別職・議会議員や非常勤特別職の報酬・退職手当組合負担金・共済費は除いています。

職員数は、再任用職員を含んでいます。給与は「手取額」ではなく、税金や保険料を差し引く前の金額です。

(4)初任給(平成30年4月1日現在)

区分	一般行政職	医療職(2)	国の制度	
			行政職	医療職
高校卒	158,300円	163,000円	148,600円	163,000円
大学卒	187,200円	198,800円	180,700円	198,800円

(5)職員の平均給料月額および平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
和束町	280,500円	38.8歳	265,800円	45.2歳



(6)特別職等の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区分	特別職	議員
給料・報酬	町長 700,000円 副町長 575,000円	議長 270,000円 副議長 200,000円 議員 160,000円
期末手当	6月期1.575月分 12月期1.725月分 計3.3月分	6月期1.575月分 12月期1.725月分 計3.3月分

\*平成30年12月から、期末手当の支給月数が3.35月に改正されました。

(7)職員の手当の状況(平成30年4月1日現在)

扶養手当

・配偶者	6,500円
・子	10,000円
・子以外の扶養親族(父母等)	6,500円
〔 満16歳の年度初めから満22歳の年度終わりまでの子1人につき5,000円加算 〕	

住居手当

・家賃支払い 月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円=支給額 月額23,000円を超える家賃 (家賃額-23,000円)×1/2[限度額16,000円]+ 11,000円=支給額
---

期末勤勉手当の状況

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.90月分
12月期	1.375月分	0.90月分
計	2.60月分	1.80月分

職務上の階級、職務の級数等による加算措置有

\*平成30年12月から、勤勉手当の支給月数が1.85月に改正されました。

通勤手当

自動車・自転車等を利用する職員	
片道 2km以上 5km未満	月額 2,000円
片道 5km以上 10km未満	月額 4,200円
片道10km以上 15km未満	月額 7,100円
片道15km以上 20km未満	月額10,000円
片道20km以上 25km未満	月額12,900円
片道25km以上 30km未満	月額15,800円
片道30km以上 35km未満	月額18,700円
片道35km以上 40km未満	月額21,600円
片道40km以上 45km未満	月額24,400円
片道45km以上 50km未満	月額26,200円
片道50km以上 55km未満	月額28,000円
片道55km以上 60km未満	月額29,800円
片道60km以上	月額31,600円

公共交通機関を利用する職員	
6ヶ月運賃	1ヶ月当たり 55,000円までは全額
	1ヶ月当たり 55,000円以上の場合 55,000円×6ヶ月 =支給額

退職手当

区分	支給率	
	自己都合	早期退職・定年
勤続 20年	19.6695 月分	24.586875月分
勤続 25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分

### 3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日の振替制度
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	有

#### (2) 年休等の状況(取得実績は平成29年1月1日～平成30年12月31日の期間)

- 年次有給休暇 職員1人あたり平均取得日数 7.8日  
(対象期間中に採用・退職した者及び育児休業、休職等により勤務していない者を除いています。)
- 特別休暇 産前産後休暇、結婚休暇、育児休暇、夏期休暇、忌引休暇、病気休暇等の休暇制度があります。

#### (3) 育児休業の状況(平成29年度中に取得したもの)

- 取得した職員数 2人

### 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

#### (1) 分限処分

区分	免職	降任	休職	降給	失職	計
件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

\* 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的としてなされます。

#### (2) 懲戒処分

区分	免職	停職	減給	戒告	計
件数	0件	0件	0件	0件	0件

\* 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

### 5. 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として、公共の福祉のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。

職員が職務を遂行するあたり、守るべき義務は次のとおりです。

職務命令等に従う義務	職務専念義務	争議行為等の禁止
信用失墜行為の禁止	政治的行為の制限	営利企業等の従事制限

### 6. 職員の研修及び人事評価の状況

#### (1) 研修

公務能率を向上させ、よりよい住民サービスを提供するため、研修を行っています。  
平成29年度においても、全職員対象に「人権研修会」等の研修会を実施しました。  
また、各部署ごとにおいては、専門的な知識を身に付けるための各種研修会やリーダー育成を目的とした研修会等にも参加しています。

#### (2) 人事評価

地方公務員法の一部改正により、地方自治体において人事評価制度の導入が義務付けられたことから、平成28年4月1日より「業績評価」と「能力評価」に分けて評価しています。

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

健康診断の種類	対象者	受診者	受診率
巡回検診	56人	55人	98.21%
人間ドック	22人	20人	90.90%

\* 特別職を含んでいます。



### (2) 公務災害の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

認定件数	内訳	
	公務災害	通勤災害
1件	0件	1件

### (3) 共済制度の状況

共済制度とは、社会保障の一環として、職員やその家族の生活の安定と福祉の向上を図る相互救済制度で、京都市町村職員共済組合に加入し、事業を行っています。

共済制度の概要は次のとおりで、必要な費用は職員の掛金と構成団体の負担金で賄われています。

(概要)

- 短期給付事業 病気・けが・出産・死亡・休業・災害に対して必要な給付 など
- 長期給付事業 退職・障害・死亡に対して、年金または一時金の給付 など
- 福祉事業 健康診断などの健康の保持増進事業、貯金事業、貸付事業 など

### (4) 福利厚生の状況(平成30年4月1日現在)

地方公共団体は、地方公務員法第42条により、職員の福利厚生を樹立し、実施することが義務付けられていることから、次のとおり各互助組織での福利厚生事業を行っています。

- 一般財団法人京都市町村職員厚生会（職員の掛金と構成団体の負担金で賄われています） 会員数：85人
  - 公営事業 健康文化講演会、スポーツ健康交流大会、丹後半島駅伝大会 など
  - 福利厚生事業 スポーツ健康交流事業、結婚祝金、子育て祝金、健康回復助成金、人間ドック利用助成金、療養見舞金 など
  - 退職互助事業 医療給付金事業、退職者会の活動 など
- 和束町職員互助会（職員の掛金で賄われています） 会員数：88人
  - 給付互助に関すること 結婚・出産祝金、入院・災害見舞金、死亡弔慰金など
  - 親睦・慰安に関すること 研修旅行など

## 8. 公平委員会の状況

### (1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、その権限は同法第8条第2項において、次のように定められています。

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置を審査・判定し、必要な措置を執ること。
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する決裁又は決定をすること。

### (2) 公平委員会の業務の状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

業務の内容	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件